

第 2 回 東京都再犯防止推進計画検討会 会議録

平成 30 年 8 月 6 日（月）

都庁第一本庁舎北塔 42 階

「特別会議室 B」

午後 1 時 30 分開会

○高野委員長 それでは、ただいまから第 2 回東京都再犯防止推進計画検討会を開会いたします。

本日は、立ち直り支援に取り組むお立場からのご意見をお伺いをするため、国の再犯防止推進計画等検討会委員、それから保護司も務めていらっしゃいます弁護士の宮田先生、それから、東京社会福祉士会司法福祉委員会の小林委員長、お二人にご出席をいただいております。お忙しいところ、誠にありがとうございます。

なお、本日ご出席の委員及びオブザーバーの皆様のご紹介につきましては、大変恐れ入りますが、お手元の出席者名簿の配付をもちまして代えさせていただきます。

それでは、早速、次第 2 の意見発表に移りたいと思います。

本日は、初めに弁護士の宮田先生から意見を発表していただきます。どうぞよろしく願います。

○宮田弁護士 ご紹介いただきました宮田でございます。国の再犯防止推進計画の検討の中でかなり好きなことを述べております。先ほどお配りいただきました白い資料は、私が教鞭をとっております駒沢大学法科大学院で、私が国の再犯防止推進計画検討会で述べたことをざっとまとめたものでございます。

私は、立ち直りの支援に関して、東京の三つの弁護士会で協力し、隣の小林先生がご所属の東京社会福祉士会、あるいは精神保健福祉士協会と共同して障害や高齢の方々の社会復帰を支援するためのプロジェクトのメンバーです。

では、ここからは座らせてお話させていただきます。

濱村課長から、思いのたけをどんどんしゃべってくださいとおっしゃっていただいたので、パワーポイントを一旦つくってみたものの、これだけ全部しゃべると大変なことになってしまいますので、かなり端折りながらお話をさせていただければと思っております。

社会的弱者が累犯化するという問題がかねてから指摘されておりました。ただでさえ福祉の場面で貧困や、さまざまな問題が人々を孤立させ、支援が必要な状況をつくり出すことが指摘されているところ、犯罪をした人の場合、例えば刑務所の中の人を見ますと、高齢者が多かったり、あるいは学歴が低かったり、知的に障害があったりといった問題を抱えています。もともと非常に大きなハンディキャップを持った人たちが、前科や前歴によってさらに社会的な排除や摩擦などを受けるという悪循環に至る。例えば万引きの問題についても、普

通の人であれば刑務所に行かなくて済むのに、さまざまなバックグラウンドから刑事司法の側としては刑務所に送らざるを得ない。そうすると、ますます社会から孤立して犯罪を犯してしまうという負の連鎖がある。そこからいかに人々を脱却させるかというのが我々の支援しようとしているところです。そのためには犯罪に至る生きづらさのベースを考えていくことが非常に大事だと考えております。

再犯防止推進法は監視や治安の維持が目的なのではないかという批判を受けていますが、一方で、安倍総理は社会を明るくする運動に対して、「犯罪や非行をした人を地域から排除したり、孤立させるのではなく」という言葉を、また、上川大臣は「誰一人取り残さない社会」をつくろうとおっしゃいました。

我々に必要な視点は、犯罪をした人それぞれが異なったベースがある、そのベースを考えてそれぞれのニーズに従った支援をする、そして犯罪をした人を生活者として、刑務所では生活者としてのスキルが身につかないので、社会の中でその人を生活者にしていく、そして何をやってもうまくいかないと暮らしていた人たちに対して生きていく力を与えていくということだと思っております。都の計画は、都がこのような視点から都が何が担えるのか、そして担っている誰にどのような支援ができるかを検討していただき、社会的な包摂を図っていけるものでなければならないと思っております。

まず第1の問題は、いわゆる入口支援の問題です。国の再犯防止推進計画については、前回、保護観察所長様からご説明がありましたが、この計画の中では検察官が入口支援を担うとされています。入口支援といってもぴんと来ない方もいらっしゃると思いますので、一応ご説明申し上げますと、刑務所の入口と出口を考え、刑務所から出た人を支援するのが出口支援で、本来刑務所に入れなくてもいい人が刑務所に入っているのではないかという問題意識のもとで、検察官が軽微な犯罪を犯した人について、検察官の裁量権のもとで不起訴にしようというのがこの計画の中に書かれている検察官の入口支援です。しかしながら、科す刑が罰金であれば、あるいは懲役刑が執行猶予付であれば刑務所には行かなくて済みます。検察官に不起訴を働きかけることも含め、私ども弁護士も入口支援の活動をしております。

検察官が関われるのは不起訴の処分をするところまでです。地域の中に帰して、その地域の中でどのようにその人が暮らしていけるかについては、検察官が指導をできる立場にはありません。また、福祉を検察官が強制することにはならないのかという疑問も出されています。つまり、福祉というのは刑事司法とは全く異なる目的を持っているのだけれども、福祉

に対して犯罪をした人を受け渡すことによって、福祉が司法機関の代わりに犯罪をした人を見張ってくれという制度になってしまうのではないかという危機感を我々は持っているという事です。

福祉は本人の了解のもとで社会包摂を行うための制度です。福祉は強制されてはならないと考えています。私たち弁護士が社会福祉士等の福祉専門職と連携しながらやっている活動は、福祉専門職の皆さん方に更生支援計画を立てていただきます。それぞれの犯罪をした人の持つバックグラウンド、資質、その他のアセスメントをしていただいた上で、どのような福祉につないでいけばその方が再犯を犯さないで済むかを考えるのがこの更生支援計画です。

この問題については、小林先生からも後から言及があると思いますので深くは立ち入りませんけれども、国や都に対してはこのような活動に対するご支援がいただけると大変ありがたいと思っております。

社会福祉士との連携の問題については、このぐらいにしておいて、別な問題に話を変えたいと思います。

第2の問題は、どうすれば居場所を確保できるかです。

満期釈放の人たちは、3分の1がホームレスに、2割がネットカフェ難民になり、きちんとした行き先がないままで、さらに再犯に至る危険を持っているということになります。

どうやれば居場所が確保できるのか。家族のもとに帰れる人には仮釈放という制度があります。仮釈放は、刑期が満期になる前に社会に復帰させ、その仮釈放の期間、先日お話をされていた保護司の先生、あるいは保護観察官が監督し、社会に復帰をさせようという、社会への軟着陸を図るための手段です。

しかしながら、家族との問題を抱えている方は結構いるのです。そして、その家族がいろいろと抱えている悩みの解消などが行われていないといううらみがあります。

東京都に対して期待しているのは、薬物の問題について精神保健福祉センターが家族教室を行っていらっしゃるんですが、これを充実するとか、そこで組織された家族会への支援を十分に行っていただくこともあるのですけれども、薬物以外の家族が相談できる場所の確保や充実を考えていただけないかと思っているわけです。都だけではなく、もちろん保護観察所などにも期待するところです。家族自身がカウンセリングなどを受け、きちんと犯罪をした人を支えられるだけの力を持てるような支援が不可欠であると考えております。

逆に、家族が害毒であるような場合もあります。実は少年院が虐待親などのひどい家族か

らのシェルターとしての機能を果たしている場合もあります。そのような親の虐待であるとか、親の問題について、例えば未成年であれば弁護士が関わって家裁で親権停止、後見開始等の手続をすることもできます。成人であれば、また後で述べますが、私は犯罪をした人に対するワンストップの相談窓口が必要だと思っているのですけれども、都が、そのような窓口で家族の関係で困っているという話を聞いていただき、家族とは別に住める場所福祉的な、あるいは福祉以外の方法で確保することが必要であろうと考えています。国の計画で欠けているのは、家族の問題を挙げられるとっております。

仮釈放、満期の釈放共通の問題を次に話します。先日、保護観察所長さんのお話の中に更生保護施設が出てきました。家族などのところに帰ることができない方たちのために帰る場所を国の委託費用で確保する民間の施設です。仮釈放で来る人については事前の調整ができるんですが、今、検察庁の入口支援、あるいは刑務所を満期出所する方の支援いずれにも、更生保護施設で居場所を確保してほしいということが増えています。そうすると、不起訴や満期の釈放の人は急に頼まれることになるので、部屋の空きを確保していく必要が出てきます。更生保護施設は絶対的に数が足りません。国がつくろうとしましたが、1カ所は失敗、他のところでも規模の縮小や入る人の罪名等の制限等を強いられたというのが実情です。

入口支援、出口支援を私たちがしているときに、高齢者、障害者という、本来であれば福祉を受けなければならない人の行き先が決まらないという問題があります。なぜかと言えば、障害者と認定されていない、高齢者であれば介護認定を受けていない、あるいは認知症が進み過ぎていて自分の判断ができないような方には、後見人が決まっていなければ施設には入れてもらえない場合があります。入居の前提がないのです。そもそも障害者施設で犯罪をした人を入所させてくれるところが少ないという問題があります。入口支援のとき、障害者施設に小林先生が声をかけても、スキルがありません、経験がありません、何かあったらどうするんでしょうという声上がる場合があると聞いております。東京都の場合、最も問題なのが、そもそも都内の施設が少ないという問題もあろうかと思えます。

そういう状態なので、入口支援・出口支援のときに、一旦、無料低額宿泊所、つまりホームレスの支援などで主に使われている、生活困窮者のために文字どおり無料や低額で宿泊をさせる福祉施設、あるいは簡易宿泊所、ご存じのとおり、日雇いの方が泊まるような非常に安いお金で泊まる宿に行かざるを得ないケースが多いのです。

出口支援については少し説明が十分ではありませんでしたが、刑務所を出る障害者や高齢者

などの支援として、厚労省の予算で活動している地域生活定着支援センターというところが、東京都では生活福祉部の傘下にありますけれども、担い手となっております。そちらでもいろいろなご苦勞があると聞いております。

スライド24に、都に期待していることを全部何もかも書き出しました。更生保護法人など犯罪をした人の更生に協力している法人に都が公共建物とか空き家の優先入居などをすることで収容者数が増やせないか、更生保護施設に対してもっと優遇してほしいなど、大きなことをまず考えました。また、あるいは福祉施設が自立準備ホームを持ってくれるように働きかけをしてもらえないか、これは現実的な施策かもしれないですが、東京都が、既に入所に協力をしてきている福祉施設と、そうでない福祉施設との懇談の機会を取り持っていていただくなど、福祉施設がノウハウなどを伝授する機会などを作っていただくのは、いかがと思っています。

そして、福祉施設が事前にアセスメントができない。犯罪をした人が、一体いかなる人間で、どんな特質を持っているかがわからないので福祉施設に入れられないという問題が起きるので、お試し入所的に、そういう方を何日か引き取っていただいて、実際の生活ぶりを見ていただくが増えるとうれしく思います。福祉施設のお試し入所は、どの官庁が力をかけるべきかよくわからないのですが、自立準備ホーム等に関して言えば、国から出るお金が少な過ぎるというところが一番大きな問題だと思っています。

今、ノウハウを持った施設との情報交換ということを申しました。ノウハウを持っているところとして、例えば板橋区にある精神病院の武蔵野病院は、精神病院に長くいると生活能力を失い社会への復帰が困難になるということで、退院者を積極的に地域のアパートなどに居住をさせて、社会に戻す活動をしています。ふるさとの会というホームレスの支援をしているNPO法人は、同歩会という更生保護法人を持っています。ふるさとの会は、自分たちの施設を出ていく人たちに対してアパートが借りられるようにアパートの賃借の保証をする会社をつくるなどの工夫をしています。武蔵野病院やふるさとの会は、その施設の人たちが巡回することによって、例えば看護師さん、精神保健福祉士さんなどの方による相談体制ができます。そうすると、退院者は助けを求められるし、施設側も異変に気がつくことができます。

こういう施設のノウハウを広げるために、医療・福祉の関係者どうしの交流の場などを設定していただくことを都にぜひお願いしたいところです。

地域生活定着支援センターのフォローアップ事業が充実していかなければ、犯罪をした人の社会への定着が困難です。定着のフォローアップ事業充実のためには、国がもっと予算を出すのがベストですけれども、例えば都の福祉にフォローアップを引き継いでいくシステムがうまくできないの难道うかと考えます。

適切なアセスメントをすれば福祉施設に入所が可能であると先ほど申し上げました。更生保護施設や無料低額宿泊所は、通過型の施設と言われています。そこにずっといることが予想されているのではなくて、ある程度の期間、その方がそこで例えばお金をためてアパート等に移っていくところです。こういう施設で例えばソーシャルスキルをトレーニングする、あるいは、働く能力がない方であれば福祉を受ける動機づけができればよいのですけれども、十分にそれができないということが言われています。

本当は都が、更生施設や無料低額宿泊所ではない刑務所から出た人と社会をつなぐための中間施設の運営をしていただければ一番ありがたいのですけれども、そういうものをつくるとなれば、非常に近隣の反対などを受けますし、場所がないでしょう。ただ、障害のある人、あるいは長年薬物依存症等のために生活が乱れていた人は、いきなり就職をして働くことは困難です。何とかしてその中間型の施設ができないかは考えるべきかと思っております。話が飛びますが、37 スライドの薬物依存のところでもNPO法人ストーリーを紹介しています。桜新町にあるNPOで、依存症の方を対象とした支援を行っています。依存症についての知識を普及させる活動だけではなくて、依存症の方たちがリサイクルやリユースの仕事をする就労支援の継続型B型施設として、自立訓練や生活訓練事業を行っています。ここでは家族会も組織して、そこに通っている人たちの家族支援などもしています。東京都自身が施設をつくることは難しいかもしれませんが、このような犯罪をした人の社会復帰を支援するためのNPOがつかれるように支援をする、NPOをやっている人たちへの支援をする、あるいは社会復帰支援をしたいと言っている人たちに対して、先駆的な試みをしている人たちの情報を流す等の支援ができないかを東京都にご検討いただけるとありがたいと思っております。

更生保護施設の話は飛ばして、次のスライドに参ります。

高齢者・障害者の方は、年齢や障害に合ったケアのある住まいが必要な場合があります。そのときにネックになるのは、先ほども言ったように、介護認定、障害者の手帳を持っていないという問題です。都に対してお願いしたいのは、障害者認定のところで何か工夫をお考えいただけないだろうかということです。

刑務所の出所前に手続の前倒しができたらすごくありがたいと思います。判定員に出張して刑務所で判定をしてくれというのは無理だとしても、地域相談の支援係が刑務所で面会をして、あらかじめ、この人にはどういう支援が必要なのかを見立てておけば、障害の認定後、速やかに、具体的な支援へのつながりができるのではないかと思います。刑務所から出るときに、出所の日に判定を予約できるよう、刑務所ないし矯正局と東京都の間で話がつけば、そういう人たちを直ちに適切な福祉支援に結びつけられると思うのです。

高齢者の介護認定の場合には、どんな科の専門であっても医者の診断書があれば介護の認定ができますので、比較的容易な部分がありますし、ショートステイを使って高齢者向け施設に入ることも可能なので、比較的障害者の方よりも容易に解決が可能かなと思っておりますけれども、この介護認定の医師の判定を、誰がいつやるのか、刑務所医療で実施するのか、支援者が医師に面会に行ってもらえるのか等という問題はあると考えております。

また、住まいを見つけたり就職したりする前に治療が必要な者もいます。刑務所から出所した後に入院して十分なケアをする必要がある方もいることを、東京都にはぜひ頭に入れておいていただきたいと思います。特に精神科治療が必要で、措置入院や同意保護入院などをうまく使ってきちんと治療した後、その方を社会に迎え入れるのが妥当なケースがあるということを知っておいていただければと思います。

3番目の就労の話です。

いきなり就労するのは非常に難しい人がいます。刑務所に入っている方たちは非常にスキルが乏しい場合もありますし、自分の資質と希望がミスマッチしている。知的障害のある方だと、この後どんな仕事がしたいのというと、プロ野球選手と言うような方もいらっしゃいます。資質に合った職場さえ見つければ雇用する側も働く側も満足できるのですけれども、刑務所の中では十分職業適性に関するアセスメントがなされていません。また、起訴猶予事案ではアセスメントの時間がないという困った問題があります。

東京都には、東京しごとセンターというところがあるようですね。HPで見たところ、ここでは仕事についてのワンストップサービスが受けられると書いてありました。40歳未満の方々には若者サポートセンターが利用できます。若サポは福祉も含めてワンストップサービスなので非常にありがたいですが、ワンストップで仕事の相談ができる場所があればとても助かります。保護司等で犯罪をした人の支援をしているとき、ワンストップサービスだととても助言が楽ですが、それがいい場合には、東京都にはどこにどんなサービスがあって、

どうやって行けばそこで指導していただけるのかを、我々支援をする者がわかっておけるよう、一覧性のある資料を作っていただく必要もあると思います。また、都の相談支援をしてくださる方々が犯罪をした人が、職業適正を含めて相談に乗って欲しいということをご認識いただくと大変ありがたいと思っています。

次に、障害がある人の場合は、自分一人で働く場所を見つけることも困難ですし、そこで定着するためには、仕事について説明をする、あるいは待遇の改善などについて助言をするジョブコーチと言われる人が必要であると言われていています。東京都では、公益財団法人東京しごと財団が都独自の事業である、「東京ジョブコーチ」という制度を置いていると聞いております。犯罪をした障害のある方が就職しようとするときに、地域定着支援センター、あるいは更生保護施設の人が就労を支援する活動をした場合でも、そういうところのジョブコーチの方々のサポートを得られる体制づくりがあるとよいのではないかと思います。このような就労支援の財団と定着、更生保護施設などの対談をする機会などを東京都がセットしていただくとその第一歩になるのではないかと思います。

あとは東京都自身が雇ってくれないかとも考えます。国では、法務省などで犯罪をした方を直接雇用する試みが始まっております。短期の非正規雇用で構わないので、OJT の機会を与えられると非常によいのではないかと思います。例えば清掃のような単純な労務のように、都でも雇える場があるのではないかと考えます。

あるいは、都のほうで、犯罪をした人を雇う人を増やし、モチベーションを上げるために、長年協力雇用主をしている人たちへの優遇措置なども考えられることではないかと思っております。

あと、雇用の問題の前提になる問題があります。住民票が抹消されている方は新たに住民票をつくる必要があるのです。この点は、市区町村の窓口によってものすごく差があります。おおよそ前科がある人は来てくれるなという窓口も実は我々はみておりますし、更生保護施設などの、犯罪した人を支援している団体をたくさん抱えているので、その負担の大きさを理由に拒否的な態度をとる市区町村もあります。市区町村に、本人のためというだけでなく再犯防止のために住民票をつくるのが第一歩なのだというご認識を深めていただくために、総務省も国の再犯防止推進計画を受けて通知を出すということでしたけれども、都も、こういうことについて市区町村と話し合う場を設けていただくとありがたいです。

あと、雇用の前提として、就職活動のときには必ず連絡先が必要になるのです。ホームレ

スやネットカフェ難民になってしまう方は連絡先がないために就職ができないこととなります。ですから、その方たちの居場所をつくるのが最も大切な問題なわけです。次に出てくるのが携帯電話の契約です。携帯電話の契約ができないという話って結構あります。その中には債務整理をすることなどによって携帯電話を新たに持てる方も結構いるのですけれども、それを知らないで電話は持てないままということもあります。

個々の抱える個別のニーズをどうやって掘り起こすかはとても難しいのですけれども、この携帯電話の問題一つとっても、本人のニーズをうまく整理して具体的支援ができないかを考えていく必要があると考えております。細かく悩みを聞いてアセスメントし、法律問題なら弁護士が解決するということかと思えます。

国の再犯防止推進計画では、地域福祉計画や地域医療計画の中に高齢者や障害者の犯罪をした人を位置づけてほしいと求めています。国が求めているので、さらに私が求める必要もないかもしれませんが、ご検討をお願いしたい点です。

住民票の窓口で犯罪をした人が拒絶されるという話を申し上げましたが、前科のある高齢者や障害者、生活困窮者が福祉の窓口で拒絶されるという問題も起きています。

都のサービスあるいは市区町村のサービスの中で、前科だけを理由にして拒絶をするようなことがないように、ぜひ都から、再犯防止法や防止計画等の情報を与えるなどにご尽力いただけるとありがたいと思っています。

国の計画の中では、薬物依存症の対策が非常に大きく扱われております。都の精神保健福祉センターは、とにかく相談に来てください、通報もしません、あなたが来てくれるのが一番ですということを広報し、非常に大きな役割を果たしていただいています。さらに、これが基礎自治体の保健所など、近いところで展開いただけると非常にありがたいと思っています。

ただ、精神保健福祉センターの依存症の相談は、薬物とアルコールに限られています。いわゆる盗癖といわれているクレプトマニア、窃盗がやめられない、ギャンブルなど、さまざまな依存症の方々がいます。そういう方々の総合的な支援の場、相談の窓口があると非常にありがたいと思います。

これは、東京都に文句を言ってもしょうがないところですが、東京都の地域生活定着支援センターの出口支援は、ものすごく大きな負担です。東京都は、一番ケースが少ないところの10倍以上のケースを抱えていると聞いていますが、国からはたいした予算がつきません。

そうなってくると、フォローアップの余裕までではなくってしまいますが、東京都地域生活定着支援センターが一生懸命コーディネートをして行き先を決めたとしても、フォローがなければなかなか立ち直れない人たちに対する訪問支援や法的支援が、予算や人の不足から十分できていないのではないかと考えられます。フォローアップの事業を定着が担うのか、あるいは定着から地域の社会福祉士や弁護士といったどこか別なところに流すのか、方法はともあれこの辺の施策がもっと進んでいけばいいなと思っています。

スライド39は、私が性犯罪の法制審に関わっていたので、余計なことを書いてしまったところですが、東京都では、新潟県のようにGPSをつけろという決議を上げないでほしいなという程度でとどめます。

スライド39のストーカーのところも犯罪被害者に対する問題まで書いてしまったので、口頭の説明は飛ばします。

今、机のPCのところ、暴力団追放のマウスパットを準備していただいておりますけれども、暴力団の方たちが、きちんと暴力団から抜けるということは、暴力団を潰すために一番いいわけです。けれども、暴力団を抜けて、刑務所から出てきて、ちゃんと働こうと思って、口座をつくらうと思ったら、「あなた暴力団員だからつくれません」と銀行で断られてしまうケースも実はあつたりします。暴力団扱いされていたら、契約してもらえませんが、口座を開けないだけでなく、アパートも入れませんが、雇ってもらえませんが、この人は大丈夫だということを言っていただける体制が必要になります。そうってきますと、警視庁の暴力団対策の部門ももちろんですけども、東京都暴追センターとも協力しながら、離脱支援や就労支援をすることが必要なのだらうと思っています。

薬物の問題だけではなくて、犯罪をした人には、心理的・精神的な問題を抱えている人が非常に多いです。経済的困窮からカウンセリングを受けられないと言う方もいます。カウンセリングの窓口、どんなに安いところを探しても、30分で3,000円ぐらいはどうしてもかかります。

少年に対しては、警視庁がヤングテレフォンコーナー、あるいは新宿などで少年の相談・カウンセリングのセンターをつくっておられます。成人に対しては何かそういう場所があるといいのにとっています。

例えば、都で、心理資格者のボランティアによる窓口を設定していただくことはできないだろうか。後で、小林先生のお話があるかと思いますが、6月には社会福祉士による

高齢者の万引きの相談ダイヤルを東京都が、一月間の試行しましたけれども、もっと広く、犯罪をした人の悩みについて、ここに電話をかければ何とか助けを求められるのではないのかという場所があるとありがたいと思っています。

私も保護司をやっているのですが、これは必ずしも東京都の問題じゃないのですが、ついでに保護司を増やすにはみたいな話もします。私は中央区の保護司ですが、保護司を出してきた地域社会、例えば、町内会、自治会あるいは商店会といったものが弱体化しています。PTAに参加する親も減っています。そういう保護司の選出基盤であった地域が弱体化、あるいは崩壊していることを考えますと、それに替わって専門職や地方公務員の人たちが支える必要があるのではないかと考えるのです。そういう意味で、東京都の職員の方たちが保護司になっていただくことは、考えられるのではないかと思うのですが、そういうことを言うと、保護観察所から歓迎されません。

保護司会にサポートセンターをつくってくださいと、先般、保護司会からのご意見も出ていましたけれども、私どもが所属する中央区は、区が保護司会の事務局をやってくれています。自治体の支援方法はサポートセンターだけではないので、さまざまな形での自治体の支援があることをむしろ広報するべきではないかなと思っています。これは国への文句です。

先ほどから繰り返して言っているように、犯罪をした人に対してのワンストップの相談窓口があれば、どれだけありがたいだろうかと思います。更生保護施設に入る、その他の形で指導、監督を受けているという状態から外れたときに、犯罪をした人が孤立してしまうという事態が起きているのです。

ある更生保護施設では、お手伝いをお願いするよとあって、そこの卒業生の方を更生保護施設に遊びに来るように誘導している活動をしているそうですが、都に対しては、保護の対象から外れたときに、孤立させないためのセーフティネットをつくるための協力がいただけないかと考えています。

少年支援については、「少年支援ガイドブック」を、会議を主催している青少年・治安対策本部が出してくださっているわけですが、こういう一覧性のある、どこに行けばどんな支援が受けられることがわかるパンフレットをつくっていただけないだろうかということです。

ホームレスになったとしても、焚き出しやフードバンクがあれば、万引きしないで済みます。例えば貧困者のために、貧困者の支援をここがこういうふうに行っているというリーフ

レットがあると助かるなど思ったりします。これはホームレスの支援をやっている人につくってもらって、東京都が金銭支援をする方法も考えられますし、都自身がいろいろなNPOの情報を統合してつくる方法も考えられると思います。

貧困問題に限らず、この少年支援ガイドブックのように、犯罪をした人が相談に行ける窓口、就職の窓口はここ、暴力団から離脱するにはここ、あるいは福祉を受けるにはここと、このような形の一覧性のあるリーフレットをつくっていただくと非常にありがたいと思います。

東京都の犯罪をした人は、すごくハンディを負っていると思うのは、東京保護観察所の置かれている場所です。法務省と一緒の建物にあります。あの建物は入口に入るときに身分証明証を見せてくださいと言われます。身分証明証をそもそも持っていないような犯罪をした人たちが入っていけるかというと、かなり難しいです。

犯罪をした人たちに対してのワンストップの窓口が、どこか別なところに必要だと思っています。私は、都が保護観察所と協力して、どこかにワンストップの窓口をつくっていただけるといいのではと思っているのです。保護観察所の保護観察官、あるいは就労支援事業者機構という東京都内の協力雇用主さんたちの団体、あるいは小林先生のような社会福祉士といった福祉職の人、あるいは法律相談ができる我々弁護士といった、さまざまな職種の人たちが集まって、ワンストップで犯罪をした人のために相談に乗れるような窓口をどこかにつくってもらえないかなと思うのです。

試験的に保護観察所などとも協力して、都がそういうことをやっていただくと、すごくおもしろいのではないかと私たちは思っています。

あと、余りに刑事裁判や刑事手続についての知識が、都民の方々に行き渡っていないのではないかと感じるのです。保護司がなかなか見つからない問題、犯罪をした人に対する偏見がやまないという問題については、刑事裁判や刑事手続についての知識が行き渡っていないということに一つの原因があるのではないかと私は考えております。

例えば、都の職員、あるいは都立高校などで、刑事裁判や刑事政策、刑事手続について、研修の機会を設けていただくことはできないでしょうか。あるいは、刑務所ってどんなところか見学に行っていただくことも大事なのではないかと思っています。今後、犯罪をした人を窓口でご支援いただくような福祉や就労の関係の窓口の方々には、特に刑務所の見学などにいらしていただくとありがたいと思います。

都民への理解を求めるための広報活動、あるいは先ほど言ったような研修のような活動は非常に重要だと思います。前科者のために金を使うのか、働けないような障害者のために金を使うのか、こういう都民の声はなくならないと思っています。社会包摂が非常に重要であること、それをすることがむしろ再犯防止に資するのだということをきちんと都民の意識として確認していくことが大事なのではないかと思っています。

地域との連携の中では、さまざまなネットワークをつくっていくことが大事だと思います。埼玉県では、埼玉県社会福祉支援ネットワーク協議会というのをつくっています。県や市だけではなく、埼玉県の社会福祉協議会や保護観察所、少年鑑別所や地域生活定着支援センター、済生会病院という福祉などに熱心に取り組んでいる病院、弁護士会、ハローワーク、就労支援事業者機構という協力雇用主の団体、ホームレス支援のNPOや更生保護施設などの18の団体や機関が定期的に情報交換をしたり、あるいは随時ケア会議をしたりという形で、それぞれの活動について理解を深めていると聞いております。

埼玉がおもしろいのは、更生保護法人清心寮という施設は、施設内に就労支援事業者機構の事務所があり、裁判所や検察庁や保護観察所のすぐそばにあるという好立地なんです。そのようなところで、さまざまな交流が行われていることは、東京でも非常に参考になるのではないかと思います。

都内のさまざまな団体と協議の機会を持っていただきたいな、あるいは協議をしようよと、東京都から呼びかけていただけると、すごくありがたいなと思います。もちろん東京都には、施設の数も多ければ、関係する人の数も多いので、例えば今回せっかく大田区で再犯防止シンポジウムをやるのですから、東京都の南で会議を開いてみるとか、地域を分けていろいろな団体の人との懇談をしてみるということは、理解を深めていくための方法として有効なのではないかと思います。

先進的な取組をしているネットワークなどもあります。例えばTSネットという、弁護士や社会福祉士が中心になってやっておりますけれども、トラブルシューティングのネットワークという名前の民間の研究や更生支援計画作成等の実践するグループです。そういうグループの話を、例えば東京都が、例えば社会福祉協議会その他の方たちと一緒に話を聞く機会を持っていただくことはできないのでしょうか。あるいは生きづらさを抱えた人たちの支援のネットワークという名前で、東京の武蔵野会、紫野の会といった障害者の犯罪をした人の支援をやっている福祉施設などが中心になっているネットワークもありします。ここは知的

障害の問題に特に強いという特徴も持っていますので、支援のノウハウを広げるという意味で知的障害者の施設や支援に関わっている方々とそのようなところが懇談をするという方法もあると思います。

国の計画に欠けているのは、当事者あるいは元当事者の視点です。現に犯罪をした人、あるいは現に犯罪をした状態から立ち直った人の視点も非常に重要であろうと思います。海外では、そういう人たちを組織して、現に立ち直った犯罪をした人たちが、みずから犯罪をした人たちの指導をしていく、いわゆる仲間カウンセリング、ピアカウンセリングといわれている手法を非常に重視しております。

国の計画の中には、犯罪をした人が主体として登場しないという部分について、都では、当事者のピアサポートの有効性を考えて、方策を考えていただけるとありがたいなと思っています。

少年院を出た人のグループで、「セカンドチャンス！」というグループがあります。こういうところの話を一般の市民に対して、あるいは東京都の、今回集まっておられている犯罪をした人の支援のために動いていただく部署の方たちを対象にして伺うことが第一歩かと思えますけれども、当事者がみずから活動をしているところに対して、東京都が少しでも力を与えてくれるとありがたいと思います。

最後に、犯罪をした人の支援は、報われない仕事です。安倍総理は初めて更生保護施設、犯罪をした人を収容する施設を見学した総理大臣だそうで、ものすごく更生保護施設の士気が上がったという話を聞いてます。例えば、都知事が頑張っている施設を見学に行ってくれたり、あるいは顕彰してくれたりしたら、ものすごく力になるのではないかと思います。

以上で私の話は終わらせていただければと思います。

○高野委員長 ありがとうございます。

質疑は、全部まとめてということにさせていただきます。

続きまして、東京社会福祉士会司法福祉委員会の小林委員長にご意見をいただければと思います。

よろしくお願いたします。

○小林東京社会福祉士会司法福祉委員会委員長 東京社会福祉士会司法福祉委員会の委員長で小林と申します。よろしくお願いたします。

実は、私は、障害者関係の団体の事務局、日本てんかん協会の活動をすごく長く学生のと

きからやってまして、それで、東京支部の事務局長をやっていたこともありまして、この都庁には随分足しげく通わせていただき、福祉保健局の皆さんなどと昔からいろいろとお話しさせていただいたりしていたのですけれども、こういう犯罪絡みの話で、またこういうところに来るということが私にめぐってくるとは、少しも思ってませんで、全然、福祉保健局ではないところでこんなことをやっているというのが、自分でもびっくりなのですから、よろしくをお願いします。

宮田先生のお話にもありましたとおり、平成 15 年の山本譲司さんの「獄窓記」のところから、刑務所の中にこんな人たちがいっぱいいるのだということに福祉関係者が気づき、障害者、高齢者の罪を犯した人たちの支援活動を福祉側が本気で動き始めたのが、今回のいろいろな再犯防止のことにつながる動きと考えてます。そのときには、まさに司法の福祉化みたいに言われていて、刑務所が、矯正施設が福祉施設のようになっていたという感じがありました。

同時に、平成 18 年に「下関駅放火事件」の方、おじいちゃんなのですけども、満期出所した後、生活基盤がなく、福岡の福祉事務所など、いろいろうろろしたあげく、また刑務所に戻りたいということで、駅に放火したということがありまして、機運がますます高まったと私は感じています。

これらのことから、平成 21 年から、矯正施設退所者の地域生活定着推進事業、促進事業ですね今は、が始まり、矯正施設、更生保護施設など、司法関係の施設に福祉職、社会福祉士や、精神保健福祉士が多く導入され始めました。

検察庁の社会復帰支援室への社会福祉士の配置とか、弁護士会と社会福祉士会、精神保健福祉士会との連携というのでも進められています。ちなみに、私は東京地方検察庁の社会復帰支援室で社会福祉アドバイザーをさせていただいています。

平成 29 年の犯罪白書で、再入率は満期釈放者で 49.2%ということで、数字が出ているのですけれども、このことで再犯防止推進法が随分進められたと思うのですけれども、新しい犯罪が結局減ってきて、日本の今若い人は、実は余り暴力的ではないと。暴走族もいなくなって、原付の小さなバイクでブーと走っているのが現実で、余りつるんで何かするということがなくなり、割と国際的にも日本の若い人はどうしてそんなに暴力的でないのかというのは、話題になったりすることがあるようです。

ですから、再犯の人が多いいことは、新しい犯罪の人が減ったということだけではな

くて、社会の中で生きづらい人たちが、結局は犯罪をするしかないというか、自転車をとって犯罪になるのですけれども、そういうことで再犯率を伸ばしている。それと下関の方のように、戻りたい、あそこが一番居心地がいいという方もいらっしゃいます。

というのは、矯正施設は、構造化された施設ですので、自由勝手にいろんなことをしてはいけなくて、決められたことを決められたとおりにやらなくてはいけないというのは、まさに軽度の知的障害の人や、自閉症の人は特に安心するのではないかと思うのですけれども、矯正施設はそういう人たちにとっては、少し住みいいところではあるというふうに考えます。

それが悪いのではなくて、社会がなかなか難しいということなのですけれども、そういう流れの中で再犯防止推進法ができ、国の再犯防止推進計画が定められてきていると。そして、今日ここで東京都の計画策定に向けて会合が開かれていると私は認識しています。

実は、東京社会福祉士会では、平成 20 年から刑務所出所者への支援を始めました。というのは、この裏の中央公園でホームレス支援をやっていると、やはり中に刑務所を出てきた人たちがいらっしゃって、ここ新宿は斉修会と更新会という大きな更生保護施設がありますので、そのことで関係してたり、あとホームレスの方には、出所の方が結構いらっしゃるようで、その絡みで平成 20 年から刑務所出所者への支援というのを始めました。

22 年には、委員会という形で進めてきたのですけれども、基本的には勉強会が中心でした。司法福祉委員会というのは、別に刑務所の職員だけではなくて、地域包括支援センターの職員や、障害者支援施設の職員など、福祉に関係して、こういう問題に、意識を持っている職員の人たちが結構いらっしゃいまして、そういう人たちが入って勉強会という形でやっています。

平成 25 年から、この宮田先生などがまずいらっしゃってくださったのですけれども、東京三弁護士会障害者等刑事問題検討協議会というところと連携をして、逮捕勾留段階から弁護士の依頼を受けて、被疑者・被告人の支援をするという、刑事司法ソーシャルワーカーという活動を始めました。

その報告書がこのお手元にお配りした緑色のもので、その後、判決後支援をやっているので、弁護士の皆さんに、私たちはこういうのをやっていますのでよろしく、ご利用くださいとあって、お配りしたのがこのリーフレットです。

それで、刑事司法ソーシャルワーカーさんは、きっちりした研修をして、丸々二日缶詰になって、20 人のワーカー希望者、参加者に 10 人の弁護士さんがついていただいて、刑事司

法の流れから、更生支援計画の立て方、その後の支援の仕方まで学習、研修を行います。その後、スキルアップ研修を毎年行っています。

先ほど、宮田先生がおっしゃっていただいた更生支援計画というのは、この刑事司法ソーシャルワーカーの手引きの24ページを見ていただけるといいのですが、更生支援計画書というのを最終的にはつくりまして、裁判の資料として出させていただいています。

これの前の23ページ、22ページ、21、20と逆に言っていて申し訳ないのですが、アセスメントをして、本人の生活歴を全部聞きまして、チャートをつくって、それで関係のいろいろなところに本人の同意書をもらって会いにあって、親御さんに会ったりしながらお話を聞いて、それでこの更生支援計画書にまとめるようにしています。

ときには、この人、別にこんな支援要らないと思って弁護士さんにお断りすることもあるのですが、基本的にはやはり高齢であったり、障害であることでいろいろな支援がほしいと、支援がないことでこういうことになってしまっているという方が多くいらっしゃいます。

4年間で108件の依頼、今年はまだ27件になりましたので、合計135件を今社会福祉士会だけでしており、精神保健福祉士会でも、もう少し数は少ないのですが、行ってますので、合計で200件近いご依頼をいただくようになっています。

私たち社会福祉士が支援する被疑者・被告人というのは、障害や高齢の問題で社会に定着することがすごく難しい人々です。

そもそも福祉を利用することというのは、一般の人でも制度や支援機関についてわからないということが結構多いのは、各区役所さんみんなご努力されて一生懸命やっけていらっしゃるのですが、やはりなかなかわからないということが多く私たちが感じています。

知的や精神の障害があつて、また高齢で認知症の疑いがあったり、なおさら生活困窮状態であったり、特に家族支援が弱い、家族機能が崩壊しているところは結構多いのですが、そういう方々が申請主義である福祉制度を利用するというのは、なかなか難しいことかなと思っています。ただ、多くの方は申請して利用していますので、やはり何らかの多くの問題なのですけども、問題がある方々と考えていただいてもいいかと思います。

この次が、具体的にお話ししたほうがいいかと思ひまして、配付資料というのは、この本のことです。まず57ページをご覧ください。幾つか実践した方の報告を掲載しています。

57ページのケースの方というのは、生活保護を受給しているアルコール依存の62歳の単

身男性がたばこを2箱、万引きしたということで捕まってきました。弁護士から依頼がありました。面談をすると、認知症ではないかという疑いがありました。結果的には罰金刑になったのですが、その勾留中に、実はこの人に年金が入ったんですね。年金が入ると生活保護が外されます、お金があるということで。生活保護が外されたので、結局は行くところがない状態で、無料低額か何かにとりあえずは入れてもらったのかな。ここにはもう少し詳しく書いてあるのですが、年金の対象から外されてしまって、何の支援もない状況になってしまったのですが、またすぐアルコールを万引きするという事件を起こしました。これはほんの1カ月後ですね、やりました。やはりこの人はアルコール依存なので、アルコールをご飯よりも先に取りに行くのですが、アルコールを取りに行きまして、62歳なので、高齢者福祉の支援は受けることができません。当初、つまり、この犯罪を犯したときにはアルコール依存だというのは、10年以上前に診断は受けていたのですが、ご依頼いただいた段階ではアルコール依存の対象にはなっていないで、つまり精神保健福祉センターにつながっているとか、精神科で何か、受けているということはなく、公的な支援者は全くいなかったという状況です。その方について、弁護士から再依頼を受けまして、結局、社会福祉士といろいろ連携して、ダルクのほうに話を持っていきまして、依存症の対策ということで、いろいろ支援を受けていく形をとりました。これはまた村山さんという方がやってくださったケースなので、お読みください。

それから次、60ページなのですが、鬱病になったお父さんが、精神疾患、統合失調症だった娘さんの将来を悲観して殺害しようとして、ご自分も自殺未遂をしたということで。お父さんは介護疲れと、ここは、家族機能が完全に崩壊していましたので、外部に結局、支援を求めることがない。家族機能が崩壊して、自分から助けてくださいと言いに行くということがとても難しいことで、ここに地域包括支援センターがある、ここに相談所があるから来なさいよ、行けばいいじゃないという形になっても、そこになかなか自分の足で行くというのは難しいことで、結局もんもんとお話を煮詰めていってしまって、こういう事件を起こしたということになりました。

これが弁護士会から依頼がきたときに、連絡協議会で検討したときには、別の角度で見ると、このお父さんは精神障害の人を殺そうとした虐待のお父さんという視点もあるとか、いろんな話が出たのですが、結局、今はお父さんはご家族と離れて単身で暮らしてらっしゃいます。それから、お母さんと娘さんとで精神障害の支援を受けて、暮らしていらっし

やいます。

それから、次に 64 ページです。64 ページのケースというのは、知的障害と統合失調症のある 20 代の男性の強盗事件です。家族との関係は 10 代で途切れていました。この人は、更生施設に入っていました。薬物の問題も若干抱えていて、反社会的組織との関係もありました。この人の裁判のときには、反社会的な組織ではないかと思われる人が結構見に来ていたりして、あの人たちと会わせないように支援できる場所につながらなくてはならないという話をしていました。

軽度の知的障害の方というのは、反社会的組織との関係が結構できやすい。それから、この人は男性なんですけども、女の子ですと、結構売春をしてる方が多いです。私もこの仕事に入るまで、今どき売春の話なんかあるのかと思ってたのですけども、結構あるのでびっくりしました。これはどこにもケースは載ってないのですけども、知的障害の方の社会的なサポートを裏社会の方々が結構してくださる感じのことはありまして、それはよくも悪くもとは言いません、やっぱり悪いです。女の子だと、ホストクラブで、が一っつと飲まされて、飲めもしないのにボトル入れさせられて、その借金をここで払えるよ、ここで稼げるよと紹介されるというのが今どきの日本の東京の新宿で起きているのが現実です。

やはりその人たちというのは、軽度の知的障害が足かせになっているのと、家族機能が崩壊しているので、サポートがないということが大きな問題としてあると考えています。

この男性はもともと更生施設に入っていた方で、更生施設というのは生活保護で入る施設ですので、その担当した区に交渉して生活保護を復活してもらい、結局、東京の某区的生活保護をもらいながら、ほかの県の入所施設に、この人は行きました。

次、69 ページです。69 ページは、万引きの高齢の女性の話です。万引きの高齢の方の話というのは結構あります。お店の理解がなかったりとか、お店が理解するのも変な話なのですけども、地元の顔見知りのお店だと、ああ何とかさんとわかる話で、お家に連絡が行ったりするのですけれども、割と大手さんのスーパーとかですと、ぱんと捕まりますし、近所の派出所で話が済めばいいのですけども、そうでないと遠くの警察署に連絡が行くと、パトカーがやってきて、ぱんと逮捕されて、周り近所との地域性も関係なく連れて行ってしまいますので、それで逮捕、勾留されるということが結構多いです。

この方の場合は、ご主人が脳梗塞の後遺症で寝たきりの生活で要介護 3。ご長男が脳出血後遺症で肢体不自由になり、要介護 3。結局、お若いのですけども、50 何歳の方だったので、

介護保険2号被保険者ということで、この制度で要介護の状況になってたのですけれども、もう既に万引きをされていて、執行猶予中だったのですね。在宅起訴だったので身体はお家にいますから、病院をワーカーが手配して、検査して、前頭側頭葉認知症ということがわかりました。アルツハイマーだと記憶が続かないということがありますが、前頭側頭葉認知症の場合は結構、長谷川式の検査、記憶の検査でも高く出たりとか、あんまり記憶の問題はなく、ぱっと見は、そんなに認知症に思われなかったりという状況があるということはお話されています。

この方はそういうことだったのですけれども、この方、ご自身がご主人と息子さんの介護者ということで、要介護3になってますから、ケアマネさんなどがお家に実際に来て、いろいろ担当してたのですけれども、このお母さんに関しては、お父さんと息子さんを支える人であって、このお母さんの問題を見ることがなかったのですね。この方は結局、介護者という視点だけでしか福祉とつながってなくて、この人がいろいろと支援をしてほしい人としてはつながってなかったということで、こういう問題が起きてきました。こういう問題は、ぼろぼろとあります。

あと、資料の「他にも」について、この報告書には書いてないのですけれども、IQ40台で30年間、東京でホームレスをしていた50歳代の知的障害者の方とか、IQ55で、ご両親が亡くなった後に、実は、障害者自立支援法ができたことで福祉制度が随分変わって、知的障害の手帳も持っていましたし、年金手帳も持ってましたけれども、区分認定を受けてなくて、福祉制度が使えないから区分認定から始めなくてはいけない、お医者さんの診断を受けなくてはいけないなど、一人ではできないということがわかったというので、いろいろな対応をしたのですけれども、このお二人とも、占有離脱物横領や住居侵入などで逮捕、勾留されておりました。

また、認知症でも、住居侵入といって捕まってきた方が、実は徘徊で、よその事務所とか、よそのお家に入ってしまっただけで通報されてきたとか、物とられ妄想、これ私のですと言って、財布を公園でとったり、自転車のかごに置いてあったかばんをとったら、110番通報されて、でも、その人は認知症で物とられ妄想が起きていたという方など、結構、この犯罪傾向でご依頼が来ています。

いずれも、この「他にも」の方々というのは単身で生活しているの方々でした。今、厚労省が「我が事・丸ごと」地域共生社会として、隣の人のことも自分の問題と思って、地域でみ

んなでやりましょうよと、民生委員さん、町内会がいろいろやっていますけれども、実は多くの人の場合、犯罪を繰り返すとして挙がってくる人たちというのは、割と単身で、もっと言うと、単身、高齢、男性と3セットつながることもあるのですけれども、家族が崩壊していたり、アルコールの問題と貧困の問題とか、知的障害の問題と単身で住んでいて何ら制度を受けてない問題とか、知的障害で単身で暮らしてる60歳とか、そういう多問題を抱えている人が多くて、そういう人たちへの支援については、はっきり言って、「我が事・丸ごと」地域共生社会では出てこないというのが正直なところです。

厚労省が出した地域共生社会の計画書の中には再犯防止推進計画があるので、地域でも計画しなくてははいけません。地域には保護司がいる、保護観察所があるという書き方がされていて、では町内会でこういう問題をどうするかとか。結局、多問題のところには割と町内会では関わりを持ちません。先ほど宮田先生が地域が崩壊してるとお話されてましたけども、子供の問題でも、学校は自由なところを選べるようになってますので、隣のおじちゃんであったとしても、知らない人とは口を聞いちゃいけないと、お母さんたちは言いますので、結構、国が考えている地域共生社会、「我が事・丸ごと」と、現実の地域というのはすごく乖離してると思っていますし、地域って何よと私は思っています。

3ページ目に入ります。対象者は孤立しているか、家族があっても、家族機能が崩壊していることが多く、抱えている問題は複雑化しています。自分から支援を求めることが少ない人々です。公的支援が関わっていても、各々の役割以上に介入することはなくて、自分の問題を的確に表現できない人は制度のはざままで落ちこぼれていくと私は考えています。

ご夫婦で、おじいちゃんがおばあちゃんを殴ったみたいなときに、おばあちゃんのケアマネさんで、私はおばあちゃんのことだけやってるので、おじいちゃんのこと知りませんみたいなことを堂々とおっしゃる方もいらっしゃったりして、これはどうしたものだろうと思うことも時々あります。

そのため、判決後に更生支援計画書をつくった社会福祉士が、更生支援計画書をつくっただけでは絵に描いた餅になりますので、実際につなぎを、福祉事務所に一緒に行ったり、地域包括支援センターに申請に行ったり、いろいろなことを一緒にしています。でも、また実刑判決で実刑が終了して、出てきた後に支援をするということもあります。でも、弁護士さんの活動というのは全て裁判が終わった時点で終了してしますので、絵に描いた餅はだめだということで、私たちは職業意識だけで、行ってるということが実際です。

基本的には弁護士さんからの依頼で対象者の同意書をもって動いてはいるのですが、やはり行った先の機関で、あなたは誰か、あなたはこの人とどういう関係があるの的な見方をされたりして、結構つらいこともあります。それから、多問題を多機関で解決したいと考えても、制度が縦割りですから、その関係機関を集めるキーパーソンになっていくというのは、被疑者、被告人の人たち等々と関わっている社会福祉士では難しいと思っています。

今日、矯正施設から退所する人たちへの対応としては、地域生活定着支援センターとか、矯正施設の社会福祉士さんが担っていて、一定程度、社会につながる役割を果たしていますが、入口支援においても地域生活定着支援センターが、例えば機能拡充でやっていただくとか、独自のもので、別個のものでセンターがつくられる必要があるのではないかと考えています。

例えば軽微な刑事問題をたびたび起こす地域生活への定着に不安がある人々の問題に対応するための困難の分析やアセスメントを行い、望ましい支援や機関を提案して、各機関への相談等に同行したり、専門職と本人とのやりとりの間に立つ通訳のような支援者。厚労省に要保護児童連絡協議会があって、子供に関しては関係機関、学校とか児童相談所とか子ども家庭支援センターなどが集まって、連絡協議会が行われているのですが、そのように関係各所の多くをつないで検討会ができるようなコーディネーターが公的な制度として必要なのではないかと考えています。

また、福祉的ニーズだけではなくて、犯罪問題が加わる相談には独立した専門機関が必要と考えています。若者のひきこもり問題に東京都は若ナビという事業をやってらっしゃいます。個人だけではなくて各所と連携を持ち、問題解決を図っています。このような犯罪問題の入口段階での相談に対する相談支援センターのようなものが設立されることを、私たち社会福祉士としては望んでいます。これには個人からの相談だけではなくて、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等々の関係機関からのご相談もお受けして、関係機関のネットワークをつくって、地域生活のための問題解決につなげられると考えています。

6月に都が実施した高齢者万引き相談に、実は私、相談員として出たのですが、70何件あって、必ずしも全員が全員、高齢者の万引きというわけではなかったのですが、警察から帰されてきたのですが、この後どうなるでしょうかというお話もありましたし、それから、問題がごちゃごちゃになってますので、その問題を整理するということがあります。

した。その電話の相談だけではやはり無理なので、こういう場合だったら、こう、こういう場合だったら、こう、こういう場合だったら、こう、というふうに、四つ、五つの解決策をご提示して、最終的にどれにも当てはまらなかったら、練馬の青少年心理相談室かな、みたいな。何でかわからないけど万引きしてるということですかね、こういう場合にはこういうところという感じで、いろいろとご相談を受けさせていただいたのですけども、ワンストップで全て入所までかなうということではなくて、問題が全部整理、解決されて、ではここに行きなさいではなくて、同行して行きましょうと、敷居を一緒にまたぎましょうと、申請の敷居またぎを一緒にしてあげるとするのは、とても大切かなとは思ってます。あの社会福祉士さんが行けと言ったので来ました、私は本当は来たくなかったんですけど、みたいに言われたりすることがありますので、そのために同行するわけではないのですけれども、長くつき合っていくことというのは必要なのかなというふうに考えています。

ここまでが、社会福祉士会の幹事会等々で話をしながらやってたのですけども、そこに、私は宮田先生と同じように保護司もやっていますし、更生保護施設の社会福祉アドバイザーもしています。その活動を通して、障害のある人へのアセスメントと支援のニーズの把握というのが現在のシステムではすごく弱いと思っています。保護司は原則的にボランティアということになっていて、専門家ではないけれども、地域の青年問題とか町内会とか、学校のPTAの会長さんも含めて、いろんなことをやってらっしゃる。とても熱心に活動されている方がたくさんいらっしゃいます。私も結構いい年ですけど、まだまだ、あの方々よりは若いと思って、雑巾がけと思いながら、いろんな活動をさせていただいてるのです。ビラ配りや、社明運動のときのティッシュ配りなど、いろいろさせていただいてるのですけれども、障害とか病気に関しての知識はやはりすごく弱いと思っています。そのような場合に専門的な保護司が地域の枠を超えて関わるとか。

保護司は副担当制で、私はサポートの副担当になって、境界性人格障害と思うような感じの人を今受けているのですけれども、これは、あの建設会社の社長さんのYさんでは無理だろうなと思います。けれども、その人がメインの保護司なのです。明日もまた、お家訪問という感じで行くのですけれども、やはり話を引き出すこと等々は難しいだろうなと思います。ですけれども、どうやって、そのメインになった保護司さんと関係をつくったらいいのかということに、私は結構悩んでまして、そこに対して保護観察官のサポートというのはあまりないものなので、どうして行こうかと思ったりします。保護観察というのは有期的、つまり

期限がある社会内処遇ということですから、割と早目に的確に対象者の状態をつかむ必要があると考えていて、地域の専門機関等々との連携を図る動きというのが必要だと考えています。

それから、今言った人に関しては、生活保護を受けているので福祉事務所に電話したのですがけれども、福祉事務所が単なる保護司と聞いて、ひょっとして不安かなと思い、地検から電話をして、折り返し電話をくださいと言って、私はこのようなところにいる人だから大丈夫なんですよ的なことをやって、生活保護のワーカーさんと、この人の処遇に関していろいろ話をさせていただきました。そのためには、専門職保護司とか、保護司支援専門員とかいう人たちの設置が必要なのではないかと私は考えてます。専門的な保護観察官の拡充をと私は思っています。

また、アセスメントのために、この人、何でこんななんだろうと考えたときに、知能検査はやはりその人の行動を理解するための一つの手だてで、知能検査をしたからといって、手帳にはつながらないです。でも、この人を理解するためには結構有効な手だてだなと私は考えています。一部の弁護士さんからは批判が来るかもしれないのですがけれども、私はすごくそう思っています。少年鑑別所にねりま青少年心理相談室がありまして、ここでよく知能検査を実施していただくのですけれども、保護観察所におかれましても、ぜひ、この知能検査をご利用になって、これをするかどうかは専門職保護司とか保護司支援専門職にご相談していただいてということがいいのではないかなと思っています。

これは更生保護施設においても同じように思います。矯正施設の中でこれだけですと点数もらってきても、構造化された施設の中での行動と、社会の中で動くことというのは全然違います。社会の中はやはり自由で、自分でいろいろなことができるということが、よくも悪くもありますので、そういう意味で、施設からの資料だけを頼りにしている更生保護施設さんは、ぜひこのシステムをお使いになるのがいいのではないかなと思っています。

根性で頑張れ、仕事しろというのでは、もう違う人たちが、この再犯としてひっかかっていく。覚醒剤や薬物を繰り返す人は、結構、知的な問題を抱えてる人が多いのではないかなと私は考えています。適切にアセスメントとといいますか、評価していただきますので、今後の、更生保護施設の指導に使えるかなと、私は思っています。

あと、協力雇用主さんに関しても、保護司さんと同じように、やはり福祉や障害の問題などにお詳しい方が多いわけではありませぬので、協力雇用主さんに、こういう方々も対象に

なっているという研修会をしていただくとか、雇った方のいろいろな行動に対しての相談を受けていく体制というのをつくってくださるとありがたいかなと思っています。

「寄り添い、適度な声かけがある職場環境」と書いたのですけれども、社会のほうも、多分、「寄り添い適度な声かけがある生活環境」。先ほど出しました東京で30年間ホームレスをしていたIQ40の人なのですけれども、前科はなくて、前歴がすごくあってという人なのですけれども、その人は結局今、一つの施設に、定着はしていない。時々いなくなると、ちゃんと行方不明で捜索願をその施設は出すので、必ず引き戻してくるのですけれども、その人に対してこの施設は、アセスメントした後、何をしたかという、自由にうろうろとしていいと、戻ってきたら500円あげるって言ったのですよね。すると、彼にとっては、毎日500円もらえる。生活保護費から必要経費を引いていくと、大体1万5,000円から2万円ぐらい余りまして、それがおじちゃんたちにたばこ代みたいに行くのですけれども、1万5,000円を30で割ると500円なのですよね。それで、500円あげるといって、それは彼にとって、とても大きな魅力で、500円もらうために帰ってくるということをしています。

それから、その人はIQが低いですから、首から、この人に何かあったらここに連絡くださいという札を下げてもらって、連絡が来るか、コンビニに置いてある募金箱を持って来てしまうので、皆で一緒に返しにいったら、とれないように糊でくっつけておいてくださいみたいな感じで言ったりとか、そういう形でいろいろとサポートして、彼はその後、時々警察のお世話になりますけれども、ひどいことにはなっていない。

多分、この人の場合は特に重い人で、ホームレスしている人ですから、家族も全くいない人なのですけれども、こういう人を含め、薬物の方は少しまた別ですけれども、再犯する高齢者とか知的障害とか発達障害の方々の問題に関しては、こういう対策をやれるかなと思っていますし、このようにやっています。ぜひ支援センターをよろしくお願いします。

以上で、私のお話を終わらせていただきます。

○高野委員長 ありがとうございます。

お約束している時間が大体このくらいだったと思いますので、もしどうしても、ここで聞いておきたい、もしくは言っておきたいということがあればお願いをしたいと思います。

○横山委員 本日は宮田先生、小林先生、貴重なお時間とご意見、ありがとうございます。

私は東京地方検察庁の総務部検事でございます、東京地検の社会復帰支援を担当しております横山と申します。よろしくお願いいたします。

時間がない中で恐縮でございますけれども、一つ意見と、あと質問をさせていただきたいと思っております。

まず一つ、東京地検の現状なのですけれども、東京地検の入口支援に関しましては、先生から福祉を強制するものではないというご意見いただきましたとおり、起訴猶予になる者を前提に我々に相談が上がってまいりまして、その者に対して、小林先生を始めとする社会福祉アドバイザーの先生方の見立てに応じて情報提供、それからつなぎ支援を行っていくということをやっているところでございます。

特に、その点で検察は真相解明と適切な処罰を旨とする機関でございますので、それを前提としつつも、その適切な処罰が起訴猶予であると、起訴しないほうがいいという場合に、我々が活動している状況でございますので、要は起訴猶予にするために社会復帰支援をするといったことではない。これはぜひご理解いただければと思ひまして、特に各福祉機関の方からもその点の疑問を寄せられることがございますが、我々は絶対にそういうことはしていないとお答えしているところでございまして、その点誤解ないように、ぜひ皆様にもわかっていただければと思ひているところでございます。

宮田先生に質問と、あと小林先生に質問なのですけれども、まず、入口支援の費用負担の話が先ほど出ておりました。国選弁護人は刑事訴訟法の建付の問題で、釈放と同時に解任され、その後の活動にはお金が出ない。執行猶予判決が出たらそこで終わりといった形になっているかと思ひます。

この具体的な費用負担というところが、東京都再犯防止推進計画に入れ込むとしたら、どこまでのご想像なのか。同行支援として、弁護士が行った場合に弁護士に費用負担させる、もしくは社会福祉の先生に警察署まで迎えにいらって、その後のつなぎをしていただく、その支援の費用負担といった、具体的なところをお教えいただきたいというのが一つと、あとは窓口の方々によって対応が違うといった話も出ておりました。この点の理解の部分というのは、国の推進計画ですと、34ページの下のほうにも、再犯防止に関する広報啓蒙活動という形で明記されているところであると承知しております。

国民への啓発に関しましては、前提として都の職員、もしくは区市町村の職員が、それをもろろ啓発された上で、それから都民に対して啓発していくという建付になろうかと思ひますけれども、そのような形で窓口の方々の対応も、認識を変えていくと、そういうところを計画に入れるべきだというご意見なのか、そのあたりを詳しく教えていただければという

こととございます。

あわせて小林先生への質問を先に言ってしまうかもしれませんが、小林先生に対しては、同行支援の話をお聞きしたい。自分の足で行くのは難しいということが先ほどのご発表の中とございました。同行支援について、先生、日ごろ活動していただいていると思いますが、どのような形で行うべきかということをお教えいただきたいのと、もう一つはセンターについてでございます。センターは入口支援ということで話が出ておりましたけれども、ご存じのとおり、東京地検における年間の社会復帰支援の総件数は、本庁で800件超、多摩地区でも300件を超えております。それぐらいのものが、10日間ぐらいで出る起訴猶予事案と、1カ月ぐらいかかる公判請求事案で分かれているという状況でございますけれども、場合によっては一日に3件も4件もお願いしなくてはいけないことがございます。先生が多分いろんな経験の中でこのイメージを膨らませてられると思うんですが、東京都再犯防止推進計画に入れ込むとしたら、どのようなイメージなのかをお教えいただければと思います。

○宮田弁護士 入口支援の費用支援は都に期待すべきことなのか、国の法テラス等に期待すべきものなのかは別として、さまざまな問題が出ています。

障害があるということで、結局、そもそも勾留されない事件があります。我々が逮捕段階で活動することで勾留されないで終わると、国選弁護人はつきません。我々が活動するとすれば、手弁当になるか、あるいはご本人がお金があれば出していただく、あるいは支援者の方たちから出していただくしかありません。

障害のある方については、そもそも国選弁護の対象にならないで進んでいく事件があることを、国にはご認識いただきたいと思います。

その後ですけれども、ご指摘にもありましたように、私どもの場合は、勾留されている場合に国選弁護人として活動します。そうすると、不起訴になってしまうのですが、処分保留釈放の場合に、国選弁護人ではなくなりますので、権限もなくなりますし、我々が福祉支援などについて検討しなければならないときの費用は全く出ません。

また、国選弁護人は、不起訴まで、判決までとされているので、不起訴になって釈放された場合判決が出た後も同様で、我々が例えば、福祉事務所に同行支援をする、あるいは東京保護観察所まで同行いたして、保護観察付執行猶予のときに打ち合わせをさせていただくときには権限がなく、支援が全くございません。

さらに最近では、判決後、さらに矯正に、つまり刑務所に更生支援計画を引き継ぐという

活動も始めました。それについては、試行として東京拘置所が、東京地裁一審の事件については窓口になっていただいております。小さい話ですけれども、送料や交通費は出ません。

さらに、今、弁護士会では、更生支援計画をおつくりいただいた社会福祉士あるいは精神保健福祉士の方々に対して助成を出しています。ただし、国選弁護費用よりもさらに貧しい、更生支援計画を1件おつくりいただいて、原則5万円です。更生支援計画は、本来鑑定であり、医師や臨床心理士の鑑定書であれば20万、30万円出しているところと、余りに差があります。「福祉の方だから我慢して」的なことをやっているのが現状です。

窓口の対応などについては、国の計画があるというお話をいただきました。ただ、国の計画と重ねて都の計画の中に話が出てきてもおかしいことではないと思いますし、このようなところは、我々が生の感覚として、なかなか改善が図られないという言葉が悪いのですけれども、変わっていつてくれない、岩盤のような部分なので、総務省・厚労省からも言っていただく、あるいは東京都も言っていただくという形で、さまざまな形で自治体に対する啓発をしていただきたいと思います。

また、国民に対する啓発についても、国の社会を明るくする運動だけではなくて、もっと別な切り口から、先ほども申しましたように、刑事裁判や刑事政策などについて広く知っていただくような機会を、東京都が国に先んじてやっていただいて、こんなこともできると国に提示するやり方もあってよいのではないかと考えている次第でございます。

○小林東京社会福祉士会司法福祉委員会委員長 費用負担は交通費込みで上限が5万円です。

いっぱい動いたら、報酬はほとんどない、みたいな感じになりますが、これは弁護士会の会費か何かでいただいているのです。

同行支援に関してなのですけれども、検察でやるときの同行支援は釈放日につなぐだけですけれども、この場合は、まず裁判が終わったときに、例えば一緒に福祉事務所に行く、お部屋はこの無料低泊に行きなさいよと言われたら、そこまで送っていく。その後、今度この病院に行くからねと言って、今その次の日に待ち合わせをして送っていくということで、刑事司法の期間としては、10日間とか、20日間とか、それだけしかないのですけれども、1回出てしまうと、自由にいっぱい時間がありますので、そういう意味では、社会福祉士が暇で財布にすごく余裕があつて、気持ちにも余裕があれば一緒にくっついて行くというのはありますし、それだけではなくて、実際、病院にしても福祉事務所さんにしても、いろいろなところが、対策するのにもう少し一緒に話したいとかということもありますので、そういう

意味では時間をかけるし、そこの通訳している期間が長いというのでしょうか、それは時間が取れます。

センターというのは、1,000人を受けるというのではなくて、電話相談と同時に、やっぱりどうしても同行の必要があるなという場合に、1回来ていただいて面談して、問題をいろいろと探って、それでやりましょうということを考えています。なので、そんなにすぐ来るとは思っていないのですけれども、一応そのように考えています。

もう一つ窓口の対応なのですけれども、やはり弁護士さんに結構力強く、がんと福祉事務所さんに話をしていただかないと、社会福祉士では、結構窓口からバンと突き返されてしまうので、弁護士さんに、生存権の保証だみたいな感じで入って行っていただく形をお願いしています。基本的に東京都はいろいろな制度がそこそこ整っているんで、この人の問題を見て、この人のニーズなどをきちんとわかって、対応を考えていくと、いろいろな制度が使えらるんだらうなと思っています。

なので、少ししばらく一緒に活動しなくてはいけないかな、つまり同行支援として、一緒に病院に行ったり、あそこに行ったりということをやらないといけないのかなとは思っています。

○坪原委員 青少年・治安対策本部青少年課長の坪原と申します。

本日はお忙しいところ、いろいろと貴重なご知見をいただき、ありがとうございました。

我々の施策を多少ご紹介というところでございますけれども、私ども、青少年問題協議会という協議会を運営しております、こちらにおきまして、非行少年の立ち直り支援ということで、一種の総合相談窓口、若ナビαと呼んでいるところでございますけれども、こちらで特に、保護司の方との連携を含めまして、出口支援の一部というところでございますけれども、同行者でありますとか、コーディネートでありますとか、そうした機能を含めて、より強化していくべきという意見具申が出ているところでございます。

こちらにつきましては、現在、我々の若ナビα、知名度はさほどないという状況でございますので、ぜひ皆さんに若ナビαというものが、少年非行の立ち直り支援においてあるということと、こちらにつきましては、関係機関の皆様のご協力がないことには、今後立ち行かないというところでもございますので、ぜひとも皆様のご協力をお願いしたいということで、一言ご紹介をさせていただき次第でございます。

私からは以上でございます。

○高野委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から事務連絡をお願いします。

○濱村委員 本日の議事につきましては、本日ご発言いただいた方々に議事録をお送りさせていただきますまして、内容をご確認をいただいた上で公表とさせていただこうと思います。

また、次の第3回の検討会でございますけれども、8月27日、月曜日ですが、午後1時半から開催をしたいと思っておりますので、また後日ご連絡差し上げたいと存じます。

○田中委員 時間を押しているところ恐縮でございます。東京保護観察所長でございます。

8月28日の火曜日でございますが、第68回“社会を明るくする運動”の行事といたしまして、東京都再犯防止シンポジウムを企画させていただいており、これはチラシ裏面でパネリスト等、あるいはオープニングスピーチ等プログラムの概要を載せさせていただいております。

先ほど、宮田先生からもノウハウを広げるための交流の場をというご意見ございましたけれども、今お話を伺いまして、一つ当面するところでこのシンポジウムが、そういう交流の場になればと考えている次第でございます。

○高野委員長 それでは、以上をもちまして、第2回東京都再犯防止推進計画検討会を閉会いたします。

本日はご出席いただきまして誠にありがとうございました。先生方もありがとうございました。

午後3時19分閉会